根 絶

軍事力による報復でなく、 にもとづく裁きを

米国での同時多発テロ事件に かんする各国政府首脳への書簡

2001年9月17日

考えています。

不破 日本共産党中央委員会議長・衆議院議員

日本共産党幹部会委員長 · 衆議院議員

かにしてきました。



は、

事力による報復ではなく、法と理性にもと 糾弾しました。 野蛮きわまるテロ行為を、深い憤りをもって らの哀悼とお見舞いの意を表するとともに、 負傷者と、ご家族・関係者のみなさんに心か づいた解決が必要であるという立場を、 同時にわが党は、テロの根絶のためには、軍 日本共産党は、事件直後、テロの犠牲者 明ら

とそれによる巨大な惨害をもたらす結果に たいして、軍事力で報復することは、テロ根絶 すすめられているということです。テロ犯罪に に有効でないばかりか、地球上に新たな戦争 のは、軍事力による大規模な報復の準備が、 この点で、私たちがいま懸念を深めている で平和に生きてゆく根本条件の一つになると 撃であり、世界の法と秩序にたいする攻撃で 撃にとどまらず、国際社会全体にたいする攻 きるものではありません。これは、米国への攻 す。日本共産党は、この野蛮なテロを根絶す 教的信条や政治的見解によっても、正当化で 行為です。このようなテロ行為は、いかなる宗 き蛮行であり、絶対に許されない卑劣な犯罪 ることは、二十一世紀に、人類がこの地球上 九月十一日に米国で起こった同時多発テロ 多数の市民の生命を無差別に奪う憎むべ 社会に訴えるものです。

捕し、裁判にかけ、法にてら 報復を強行することではなく 容疑者、犯罪行為を組織、 することだと考えます。 国連憲章と国際法にもとづい く裁き / ― 私たちは、いま必要なことは、性急に軍事 -すなわち、国連 支 して厳正に処罰 が中心になり、 て、テロ犯罪の 援した者を逮 が法にもとづ

1

すべきです。 るならば、国際政治と国際世 要です。そして、これらの勢力が明らかにな 国際社会として可能なあら と告発、経済的・政治的制裁など、彼らを かぎり立証する国際的に協力 であり、またその支援者であるかを、 *法にもとづく裁き*の支配 そのためには、だれが今回 ゆる努力をつく の犯罪の容疑 トにおくために 論による包囲 した努力が重 可 能 な 者

生み、事態を泥沼に導く危険 悪循環をもたらし、無数の新たな犠牲者を なり、さらにいっそうのテロ行為と武力報復の があります。

者会見し、両氏連名による各国政府首脳への「書簡」を発表しました。「書簡」は、国

が急速に進行しているなか、日本共産党の不破哲三議長、志位和夫委員長は、十七

アメリカでの同時多発テロ事件で、テロリストにたいする大規模な軍事力行使に

事国、NATO加盟諸国、アジア諸国をはじめ、

在京の大使館すべてに届けられます

連安保理常任理

日、国会内で記

よる報復の準備

見解と提案を、貴国政府に 念から、事態の打開と解決の 私たちは、そのことにたい お伝えし、 する深い憂慮の ための私たちの 国際

2001年9月 号外 1952年5月30日第三種郵便物認可 発行●日本共産党中央委員会

〒151-8586東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7 ☎ 03-3403-6111(大代表) FAX03-5474-8358 ホームページアドレス http://www.jcp.or.jp

被害を受けた国に引き渡して 継続中です。 ねばりづよい対応の結果、一昨 機爆破・墜落事故についても、 確立してきた基本ルールです。 裁判にかけることが、国際的な 応じ、昨年、裁判が開始され れた二人の人物の引き渡しに 年、リビア政府が容疑者とさ 国連による経済制裁をふくむ 二百七十人の犠牲者を出した 一九八八年の米パン・アメリカン 協定にも明記され、世界で テロ犯罪の容疑者については、

された国連安保理の決議一三 とめられています。この点で、 えています。しかし、この事件 道理にたったきわめて重要な決 織者、後援者に法の裁きを受 これらのテロ攻撃の実行犯と組 裁き、という冷静な対応がも 例をみないものであり、全世界 の大きさや残忍さにおいて類 ることを求め」ていることは、 けさせるために緊急に協力す 六八が、「すべての国にたいし、 にたいしても、『法にもとづく 九月十二日に全会一致で採択 にきわめて深刻な衝撃をあた 今回のテロ事件は、その規模

と国際法にもとづいて、国際社 関係国政府に求める必要があ にたって、テロ犯罪の容疑者を 能でしょう。 たっては、国連のもとに特別の 会が共同して対応することが も、経済制裁などの集団的な ります。それに応じない場合で るならば、身柄の引き渡しを べきです。米国外の容疑者であ 社会が共同して全力をつくす るために、国連を中心に国際 特定し、逮捕し、裁判にかけ 国際法廷を開設することも可 重要です。容疑者の裁判にあ 国際社会の共同の意思として 強制措置をふくめ、国連憲章 テロ問題についての国 際的

ことが可能となります。今回 るとされていますが、それだけ テロ組織が関与したものであ 件の真相を徹底的に究明する じてこそ、事実にそくして、事 罪の処罰は、人類の生み出し し、それを根絶することも、法 に、この組織の全貌を明らかに のテロ事件は、大がかりな国際 た英知の一つです。裁判をつう 法にもとづく裁判による犯

とは、今日の国際社会が承認 にてらしての処罰のための努力 はありません。 している原則に合致するもので 軍事力による報復に訴えるこ をつくすことなく、大規模な 国際的な協力のもとでの法

九七〇年)。 なう復仇行為」を明確に禁止 連総会では、「武力行使をとも 武力報復ではありません。国 にたいする自衛反撃であって、 としても、許されているのは、 する宣言を採択しています(一 実際に発生している武力攻撃 たとえ侵略にたいする対応

力行使を認める表現はありま る憲章第七章に言及しておら ず、個々の国連加盟国による武 国連安保理の決議一三六八 国連の軍事的措置に関す

思うつぼの事態をまねく危険 義を失わせ、テロ勢力にとって をもたない軍事力による報 があります。無法者にたいして は、テロ根絶のための努力の大 国連憲章と国際法上の根

にもとづく裁判をつうじてこそ

確信します。 こそもっとも有効な対応だと は、法に根拠をもたない対応 でなく、〝法にもとづく裁き〟

議を緊急に主催することを提

案するものです。

するものです。

応をされるよう、

心から要請

解決のために、

積極

的

な対

国政府が、この問

道

備が急速に進行している状況 な軍事力行使による報復の準 をお伝えしました。 のもとで、以上、私たちの見解 テロリストにたいする大規

的な国際的措置をとることを 目的に、国連が特別の国際会 テロ根絶のためのいっそう効果 特定、その逮捕と処罰、さらに そして、テロ犯罪の容疑者の

んぶん赤旗」をぜひお読み下さい。

世界平和のために

刊 2900円 800円

購 読 申 込 書

印をおつけください 日刊・ 日曜版 お名前 住 所

お申し込みは、お近くの党事務所または党員か、下記まで。 日本共産党中央委員会 〒151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7

73